岷江入楚

紀葉賀

乃七

特別
へ 12
4604
6

97
N12
4604

紅葉

十七歳

[illegible]月十余日朱雀院より[illegible]

之[illegible]内裏有試楽[illegible]

源氏中将同乃中将[illegible]海仮之[illegible]

[illegible]童殿上[illegible]叙四位[illegible]乃中将叙正下位[illegible]

[illegible]其兼[illegible]賞源氏贈[illegible]

源氏[illegible]童殿上[illegible]

十二月廿日[illegible]隆服[illegible]

九月廿日[illegible]

月廿日三ヶ月服[illegible]

十八歳

二月一日[illegible]朝[illegible]除[illegible]内春宮院三条宮[illegible]院[illegible]

[illegible]氏[illegible]

二月二日[illegible]慶[illegible]

二月十余日[illegible]童殿上[illegible]

[illegible]

[illegible]

小汀文庫

48 3675

然はて横笛の年紀を云ふにして冷泉院ハ三年胎
内にまし〳〵ませしによりて羅睺羅ハ六年耶輸陀羅
乃胎にありし事を例にとりたるにやあるらむ事こ
源氏送消息おと今物語事
四月若宮動気内事　若宮似源氏物語事
源氏於拍子選と今物語事
若君習筆物事
夕さり源氏与源内侍戯事
又源内侍於温明殿弾琵琶事
源氏欲東屋三寧物事
於中将見瓜门解直衣帯事
此時源内侍五十七八乃人也 二十ばかりの人とハ頭中将なるべし
但源氏君とし世一と云 経わたるに及まて二十はかりの人にハあらず
知るべし
十月者壺葉御三后事
源氏任宰相頭中将事
中宮入内源氏任参事

第ム 紅葉賀　箋曰 詞の中に付たる巻の名也
以巻を紅葉賀といふハ これも伺候して 朱雀院の花宴 寛宗
少とありて 以時の中に紅葉の賀といふ事ありしも 花一院のとこの
乃はやりうしかんとなふ事を賀れ冒やと云ふ事ハ
わりとり 箋曰巻の名に待合せしもんとなれる 賀といふハ
其年れ満数を賀しても其の寛算をかぞふる也
祝文云 賀といふハ以礼物相奉慶也
賀といふことハ例
紅葉賀といふに 清凉殿にて紅葉賀ハこれまてこれ
若紅乃花の賀　若菜乃下に若紅しほし もふこ
雪乃賀
紅梅れ賀　藤裏葉乃時おこなはれにけり
以上花鳥
冷泉院賀 新人とも見えず
天皇ノ御賀ハ
仁明天皇嘉祥二年三月庚辰 興福寺大法師等奉賀

天皇宣旨偏于六十六島 是初例之秘門
又同十月美濃国天皇ヲ大石遣使奉賀天皇ヲ十宝
等ヲ元厳山海珍味数百樽既ニ天皇御送宸殿音楽
遂奏歓楽終日ニ
太上 天皇ノ御賀ハ
深和天皇 天長二年十一月丙申奉賀太上皇五八之
御齢ニ ノ是ニ 秘門
源氏十七歳の十月ニ十六日
何内年十月ヨリ
私ニ以上紫ノ分ヲ
朱雀院ノ御賀ニ
光源氏ノ紫ノ分ヲ
武彼ノ分ヲ
ヒ十六日ヨリ十月ヨリ
よあやまりなるべきなり

朱雀院乃り御年四月九日のうるうなり
紫口ニ條朱雀ニ六日ヨリ遣ハ
殿のほ九四五五ニ 延長の御宇ニ朱雀院と
宮亀九みるも 古今ニ朱雀院九世ニ合ハ
西御門の四ニ 位をうりの
行幸
巻十壱ニ天ヶ平舞所至見今長三巻官屋敷脇軒
作楽賜以食帝民得有級或賜田租故謂之幸
晋姫曰民ニ被喜徳以為徴傳也
又所吉日幸可慶ヶ也故福喜ニ事皆称為幸
朱雀院行幸之例
延長十六年三月七日辛酉行幸朱雀院有代宴五十御賀
花鳥ニ八例ニ
又同年八月廿日行幸朱雀院 詩題高風送秋韻
康保二年十月廿三日行幸 朱雀院 是虎薬共舟輕
十月ニ例 康保二年ニ

今篇ノ作延享十六年ニ成ルヤ

花ノ延享元年ニ同ジキトアルヨリ

寛平法皇ニ平安延長ノ比ノ作ニ

ケレモ此ノ作ハ何相壹ノ比ニ

ヨリナリ いと美是何花ノ系ヤ

心花ヲ殺シ何ハ有リ字ヲ無門街ニ三ケ所ヤ朱雀院

ハ云ヒ有リ女今ヲ朱雀院ノ女長花今トアルヲ

ヲ院ヤリ平ヲ何海康保二年十月ヲ比ヨリ四年

ヒヲリ

字ヲ無門ノ比ニヨリ字ヲ無ヲ

ヒヲ人ノ数ヤ拾ヒ不同ヤ

ヒヲ院ノ比ニヨリ朱雀院ハ三条朱雀ヲ有ヒ

朱雀院ヒヲレモ何ヒヲ無門ヲ有リ

ヒヲ

同書ニ代ヒヲリ朱雀院ヒヲリ

義平ヒヲ朱雀院ヒヲ

義平乃門ヲ延長ヒヲリ

九禅

孫右院ニ

ヒヲ八四十歳ヲ

ヒヲ是モヒヲ

ヒヲ何ヒヲ天ヒヲ平ヒヲ

ヒヲ何海裏書ニ

知四

ヒヲ術

ヒヲ春ヒヲ

ヒヲ人乃比ヒヲ

ヒヲ川四比ヒヲ術ハ二条ノ后ヒヲ

ヒヲ比ノ

ヒヲ年ヒヲ

ヒヲ春ヒヲ

ヒヲ比ヒヲ

ヒヲ

いろ山くぬこみえ夜毎すゑを
（秋）禁中の外にて仕へ居給ふ子との比見ぬ叶ひさるゝ　菜円
見え色君つかの見ゆなさしんを
君に物こふ夜毎にしとてゝ見て居給ふるの空
光いみさめの明んす君つかの明後を待しんすを恨しく
待はすとし　いりまさるかんさつれ待ちまそうるあはお
待ちまくといふ思ひし物のよう待待さるゝや
試示を似たんとて
待待てい試示洞示ふしいて帝のこゝろにかわり詠侍
の試示い内裏にてと仰せにて君つかの御給ふよみ侍
そてふうをかゝや　菜円
青海波をうくふあもしらく
（何）帝何布宋譜云　菓和御時石川麻呂岸安世　菓歌合
作此舞時依物以成盤渉調　元は平調
帝装束　表袴　文小葵　青色袍
蒲萄染下襲　西之海浦　東浦萄　大海浦半臂

帝手　向一方模寄波川波鮮や
かそうい右顔乃み中ね
（秋）帝乃あひしとし花ゑよふうかをほまり
左大臣の見はや中ねさ叢との兄こ
人はことあるを
世上乃人はことありさうおもふ源氏は立ちふるひてはおとらこ
花のゝこけろかえ山木
菜曰花も源山木にわらての花こそ花とし思しるるや
（弄）源山木も面白き人わり
（秋）いみ中ねもわしきそていふかれとも源ゝうまさでてこ
（も）こ山木もみりわか人わり
うつか卅九花のるけるれ常盤木のやうるさめふとこし
仲忠為を花ゆふに寄顔乃御の源氏君を常
盤木ならとつていふ
或おもるるしつらう源山木一入あかりろるよし

いとこの口気をやうよさうしうり
華に入りしを又さらまわりみて京気もてねのたより
わりそわりしろくりにまふより
世うち すゆうし
西れこりからしつ 女よみてねよのてふつ
詠ふうしれへるに
紫何青海波ノ詠小野篁卿作し
桂殿迎初歳 桐楼媚早年 薔花梅樹下 蝶遶畫梁邊
仏乃以りくりんうのこ迦
紫化城喩品 聖主天中天迦陵頻伽声哀愍衆生者 迦陵頻伽
我等今敬礼 随喜功徳品 山川険谷中 迦陵頻伽
声令と等諸鳥 悉聞其音声
迦陵頻事 名義集云 此云妙声鳥
大論云在穀中未出発声微妙勝於諸鳥
正法念経云 出妙音声義音若天若人若緊那羅等無

能及者唯除如来音声
[illegible]云穀鳥此鳥鳴時音中囀告空無我常楽我浄や

小書云
かうりんへ
天上まあう
ときは文浄く
まわきされは
仏のれうりん
とは併国土の
れうりんを
さうてふし
天ときすむ
うりそ仏果の
声をまきまる字
さこ

紫口佛の以迦陵頻伽乃声といへうを耶をと付へし此
手の声まは此出へきぬらしともに仏の音声まは及ひし
うるや随喜功徳品の文は衆のうへかき化城喩品乃
文歴に天中天以下よくうれへり仏の徳まれ何よふ
此果の以声聞ふる人にはそかしまうかやうよろうとさ
やうそうり深めの音声れすれるとうよろり
こうり源をのこひ
桐壷の比門よりりしめそ 歌まで以下まて 皆蔵源
をとりわき

まつりそうかくの
詠のかれうを音楽の声をとやむるに伴にわりなうを詠
そうて楽を吹けさすをとうらうりもるるとむて源とは楽を
詠行よううりれを詠み作りてうとふるをにふこ

つまりもなくうちみしれは　深の江とや
外さらに先たつなき　宇治にかゝり
第廿大鏡に寿永の比弟子近衛富小路乃御　長承の頃
殿の御相撲七番にて舞なとありし　万人しか
くれぬ人は今まさりさむ名をたつくしれは
たる物かしつは山桜さくありけむそのむかしこ　秋月
第四今弘徽殿乃女御の御うたうるかしわれは　山桜
深きをしれるしのゝや
うそゆかしと　いかくしもわかなきはよくそねかひく
のことらうし
春つかは初瀬を御なる
深のあかつきを出けれは日うらはなくそそくうたへん
よの春深かの也
同五春すめの御堂近のみをとはゆく心つらき緑出
秋　末は春つかし
秋　桐みしよの物にてや
りかのしりけ

ことれつまね　春日清書畢也　青海波ようの面白
おうへは桜さうさ此門の此御春つかはつ作らるゝ
あはれなりけく
必　春律の御のめ墨よりくよくしけく
ことにそへりけりと　必　姓あるし
春つかの名香しあしくあれはありつくものあはや
かれてもましういわす
必　又物也　わ中ねしもたらかまと師くらく
家乃ことにと比る
第何良家の子也　必　堂上乃中をゆめ
世継オ七東三條院　御賀舞人家の子の名随ミノ
寺松殿の此うゝれ　弘明し女八王去　弘家公　納蘊利
殿のうら乃あけるの　倫子弥代公女あり去　弘道二　法まらノ
いに第
何　ゆの世の巻ミ十月よ朱雀院のもり舞ありへしとて
舞人あまたやとらるれともなかの子もとらへわかり

任かう人かく任のこゝろをしるへき
おそえらるゝゆゑなし
無名乃君六帝ことの世にて楽人無人このに地
あるわり
いにしへか先にて
萬巨とおこゝ　大やまとなるへし
このうたは　保磨して句倚なりしひとつはなれりけれは大
やまと風流なるやうなるには伝ふるのやうなれんかはひいる
されはとおもりなまめいたるすかたを人なんことをねとて候指
乃君さにゆめなるへし
やまと紀日てつくしつれと
武家の日本のうつりかはりにも紀氏日や孫皇
てさらにいよいよもみちつけや徐りくしかは雷のまり
名をとくまつしんの
君つぶへゆきとまてうへしとのとかとの以んし
よういせんまつる　是まくみしとの以利也

例として中ぬの意　翌綱保とり君壹への消息也
いふは術従しまむ　是より保の文は詞なるへし
ことにて犯しあり心なりてきを
君伴紀の女ゆへ何をもかきうへねせとれん申とかゝら
ふしゝ白なり古れ心をひとりし
第同帝のさ段もうたなんきりかりしかりつんとや
内にて上主まふつくもわかね身れ紀からりしやりてたや
保家の前は主かすみつさ心もなうし竹も君まれ帝は冬れ
おもひなせままやせれゝ学あさめとわりしかはなさまこゝろ
くしまみとえふ也し我もをいさりとてそせおに
し陽してんとひ心し　秘同
第四君つぶの人紀乃み名をつくしけるとし
あれてしこそわり
保のかれ陀乃伝分の学の舞を申なしてこゝろ
の国ものさをたもれらうちふ心としわかうしことわる
とふなきいへし

以下略

第四 以後の御歌

第五 おやは文 詠之

平生は国土の以後の御歌

所詠の歌をとりあつめ

わかうとかるよの世のことは

四条宮

かゝる人の社ふるいとをもれとも

第六 海辺花の示 文廣の示られは四の八道

うしてをりけれとも時の其身のうし

第四 われとは歌の若身のうし 一向よけまゝ

つゆ

第七 何成事云 浦人の社ふることはをれとはのうちにおい

れとはみさゝ歌の若海を示られ句海ふ

ゝに人とある歌

世立云 社ふることはをれとは歌の若無まてはく

くはまゝ夜すみれとも 仏海

侍るにはとあり

第八 歌の無大ふるふるとうし 第四 愛ノ家之

第十 記 原よ歌ふの社をあふのうわ

ふ以後しけさとあり

歌ふのよ乃ことを

いと 秘 第四

かゝるのうちの

ふるのうちの

第四 歌ふ以歌とうり

けるとうふ天歌

人のみと秘庚をと

以後とあの

第四 歌ふ以歌とうり

以ふ歌の無ふ

以ふ歌とうり

うふ以ふ以歌

ハ高 何 上 則 天皇 后ふ

歌ふれ之異し

ゝとり海の心

花ノ家 同 尋

歌ふ歌ふ以歌とうり

ふ歌ふ天歌

后の氏

后の歌ふ海の歌ふ海の歌ふ

以ふ歌ふ海の歌ふ海

ハ高 何 上 則 天皇 后ふ

歌ふれ之異し

[illegible]

[illegible]

第廿六 元延元年十六年三月 [illegible] 今奥皇孫 [illegible]

明石の [illegible]

私に [illegible] 兄弟荘院

[illegible]

第廿七 右虎右 高麗

天平十二冬十月皇后宮し [illegible] 薩摩 播磨 [illegible] 大唐高

麗 [illegible] 種々音楽 今乃唱 [illegible] 言詞 万葉 [illegible]

くさおほり

第廿八 種々の楽 [illegible] 秋月

[illegible]

第廿九 鼓 鶴鼓 三ツ 鼓 [illegible] [illegible]

[illegible]

試みの日あらりなりてみしかの日はい

[illegible]

[illegible] 三[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第卅 [illegible] 第卅一 [illegible]

右族や 華族や 又は有職

[illegible] 左馬寮 左馬寮

第卅二 楽所の [illegible] 乃人々や

二人の [illegible] 系図 [illegible] 系統 左馬寮 [illegible]

門跡賀茂行幸　長保例

延長十六年代皇太子御賀行幸　保安二年三月

世をあつまりなりねりもりて

世をすてしかくをかの近江ゆうつくしかれいうあてれ紫宮

の花をいろ

おくるるあるのつけよ

第花に光りは賀ののれてるをえ　第四は第五

門前乃日のとこしり尚日あるて

和と第光は第てるれをけあと但り年はくと

ゆり尚日れるとしてあんの何第りあるい

ひあしるるれてあ遠ある海しまれる

四十人乃のいしろ　第四句

第門長秋て第繕五四十人の内序三人破三人ゆり塩代

三十六人ゆ第人のとろれと陽墨の陽作りとして

舞墨の上にあるくを先くるこ　門懸比已ゆりゆ

以上第

陽墨の海仮のすこ次楽こて同る陽を作るる

第四十人とあるる文りあの文りるの仮る花の数をを

ゆるるすしてもなるまるの塩代の地下堂こ

おましりるる

いしこるすゆるてるる

四十人のいしろとるきりてしるるるこ四十人

ゆ第集くゆるてくるるるそいるるこ

第楽ホの天王寺を四十人の塩代の次るるゆ

海ホのゆ山仮ろ

第花朱雀院ゆ代山あるこ

青海仮のるやるる

第四海の舞ありし

おるろしまるる

月のまるりるるゆるれこて

かるしのるみり

第冠の角ゆるる　頭花 かけ之 又柳の花

[illegible]

第四敬遠や　清テヨム　[illegible]

かうしみる

花ぢらり花を本の枝　面影　俤の[illegible]

（[illegible]）

菊の[illegible]

元良親王の[illegible]

第代の[illegible]

折ふし黄花を[illegible]

西宮餅　[illegible]　寛保三年三月十一日花宴　[illegible]月明風和

行兵折花[illegible]

いと第

[illegible]

第園のかの人　[illegible]

[illegible]

[illegible]

又[illegible]

第[illegible]

第園曲のよ[illegible]　秘月

[illegible]　[illegible]　[illegible]

（面白）

第行[illegible]

花後[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第[illegible]

[illegible]

面白き初し

第香爐の[illegible]

[illegible]

第桐壺帝[illegible]

三ねくらく

秋風楽　盤渉調

さりけの

御の舞をつぎてこしまうわくまくとえてふまよりまち

雅明親王九十七歳にておもひのべてまをとえてえ

おとさぬしまや

必 おもしろ面白さゆへえて見せられてふりし　世俗と

ふかゝし

舞人りて見の佐もるゝこ

松三青海波秋風楽のすくれたるはのこと舞のおもしろ

ちねをとゞましとえり

源氏の中ねらに三位しかふ

第花延長御記云貞観以来春宮付有三叙位し例

第四今日り寺賞必可有ゝ又舞ゝ賞ゝ行わるゝや

句論ノ帰阝進ホ

正下のくいしかみ

必 正四位下ヲ叙すること　第同

あの舞をひつ給へく

必 御子ひつ給て衣帰進しかふこと

御の何子をすれ舞ける叙二度も御へてさ給ふや

られゆく御の分られ賞ふともとふれりけりとや

さ 行の世ゆし申けり

必 あ世の舞りの事ゞ守り三くすること

必 御のさきのられゆうしきとし

家いるのにまて　まうんてとしわし

必 岩壺の星亭へ巡らし

うつゝわりこそかとゝもて

岩壺の御わうちかけわうさのちるうして

よそやくうしてまちわうこし

みなは尿まれさけのほれ　必 舊と云し

岁玄さだのほことてわつはるゝんと

いさゝものけのまま

[illegible]

蓼とのうつくしきかたちの人とい蓼と方よいとてうつくしき

[illegible]

[illegible]

蓼とのうつくしき

うつくしのわりさ海はうつくしき

蓼とうつくしきのいとけなきいろをのみかく

[illegible]

うつくしくうつくしの人乃やうに

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

海の心

人のはわりさ海の

蓼とのうつくしきかたちをみるとわいうまこと

人りさにて

海のこ服の垂ちれるうつくしき様子をこと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

蓼とのはんうつくしきねいつのにはしたちをのんと様よ

[illegible]

[illegible]

人にはうつくしきかうつくしきと又蓼をほうつくしき

[illegible]

人のわりさ海の　蓼とのうつくしきたるものの

人りさに　うあかりの海ちり只動て新しくてきるあを

心もち　はらわれ通よりとるあちりあきとうつくしき

一おさなき人の
是より是との事と
見けれはまくに
女見なるひはまくにと
いとをさなきほとなるなく
人さなとも かなたをも才なるや
むつれまとり
すなまうつくしみかは感ノ字なりて又まとりて纏ノ字と
けすまとふ心し 何心もなくといへるも丈婦のかなし
ひみけまうし
夜のうらみ人まも
住のおもしまし二条院まてつれ人をもかくしおとし或
紀たえたる方の気となり 是はあやまり
おもれまうるたい
うしそてかへりてせしはし二条院の西の対に
ゑしなるなるはなれはねたいしそかて
わり

それも呼くれ　源之
それの後とくをうしへきこえてかんこまておなし
三光輝後の付なしへきこえてかんかまてとき給さ
思ひかくれとくしこゑとしわり九経同し風まへ
へきこえて涙ひまひこまてとわり

まもないしたと
政示　家司　家中をとりおこなふ者とも云なるへく
き家とはわるしさうの気まく御名かなをと
きのみし
やりふうます
何るとも不足ならしや
これよりかの人をみなけるなく
案家司の中かも収之ありなりてはるをとう
かまたてけるし　秘伺
私去夜のうらみ人をもおの行よりへる二条なるるなく
みよう

なりて京し
ゆ　京アロ京心
ひ失京に報とまり
　　笠とれ居京を寸〳〵ニなるものゝ
京の報はす曇
　　信の報をする何に
いつらゝゝゝ
　　信の心
ゆ　苦しゝ　　第四屋京
　　笠とこの御心
んゝゝゝて
　　信のん
　　しにつゝ報はしの
　　信のん
　　信部にゝゝるんとさゝ報てあゝゝきみゝう

父京にまゝ三り報寸ゆ信部にゝんり
ゆ　信のゝゝ三切ゝ報を信部ゝゝ京のゝ
あゝゝむかゝ笠のまれ報ゝ京ゝ報ゝ
ゆ　信の報はるゝゝ報ゝ京ゝ報ゝ
ゆ　笠のゝは京の報ゝ
第四石山の居京北百ケ日ゝ
いは寸ゝ信部の報を信のいゝゝゝゝ
三京京ゝ信ゝりきゝ京ゝ申ゝ
ゆ　信の報ゝしまゝて報ゝ
今曇中納言中將　第四筆者童代侍ゝ
ゆ　三人のゝ　第四
けざやゝる
　　さやかゝきわゝんゝゝ行清万京
ゆ　あゝゝにゝきゝ京ゝさゝ信のゝゝゝ　第四
三ゝゝゝ三ゝの報ゝゝ
　　信の京京のゝゝゝ

[illegible]

第四

第四番ニて京ハ萬年ヲ祈ス人しハ對面〜ハ
いとゝあるさまにて
番ニての京の詠し海の景
ハるてんしハ
凡世ニて只やゝとゝにこゝ三つあり世ニあるてと世
ありてとの第心ゝの海の景和歌をよるゝしく
番ニて京を夫よみるさとゝ年地へ大ゝ
かゝ〜しゝまゝく
ゝゝとゝ海の景色とのゝ色よりあり又者つゝの光
し又ゝの根術人物もしくおりすゝ乳のゝ〜
京もしゝ海のつゝりとゝふりうゝうゝとゝかへゝ
海の根術のつゝりもゝとゝ四ゝ色ゝあゝ
もゝ〜〜ゝ光ゝゝゝゝゝゝ

むこなゝは
結ヒの京を京ニて京ハいまゝ三つあり
世ニて只やゝ
第四番ニて京ハ萬年ヲ祈ス人しハ對面〜ハ
同出海をもゝゝてゝゝゝゝ
松ニ第一第九へし
京ニて京のゝをいゝ
ゝれゝれゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝの世ゝてゝゝ
桐壺の世門乃海の世ゝ
おゝゝ萬年ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ

すべて三年あるべし
越後しるす　けだしぶ法、面むかふこと
爻の作もしるし記　者つねのすべ
あらしらい
俗の者つねあひまりあへて物為是ゑ〻ゑ
こつ〻こつ行もれて
今姫の心ゑ者つねの作んをこゝろとゆ
けるのゝゑ〻ゑ行しゑ〻ゑ思かゑこつきゑ
秘ゑゑの筆に俗の心ゑ〻ゑ
筆四者つねの作乃ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ
筆図ゑ〻ゑ作ゑ月ゑ〻しゑ〻ゑ者
が俗ゑ行ゑ必
又是ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ俗の石ゑ〻ゑ作を
ゑ行ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ
行ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ必養ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ
ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ養ゑ〻ゑ〻ゑ

左大尺の脉ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ俗ゑ〻ゑ〻ゑ
おゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ
又是ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ
ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ
又物ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ俗の左ゑ〻ゑ
ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ
作ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ
第行物忘合日　祖父母　又方者　暇廿日脉三月
暇廿日脉五月四方
光　生者のゑ祖母九月に逝ゑ四方の脉三ケ月ゑ〻ゑ〻ゑ
十一月晦日に除服ゑ〻
作物ゑ〻ゑ除服九月の末ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ作ゑ十二月ゑ〻ゑ
ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ
三　生の祖母逝ゑ九月廿日ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ
比ゑ〻ゑ〻ゑ晦ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ
同ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ

又其ことしの
第第の者共母上をやくそくし
けるそれ人の人をれそこ喪の服をもなかりしかくの日数をも
のつく陸奥をみちのくに
まけ少さなるこはあれて　花秘門何ノ位ホ
第花祖母の忌をふくこと
お父を喪とし第ゆ
まけ少さなるこは位
とく名あくまわをいとこ　同去地のうえ
ちのうえ　おとこ高ようそいとこ
原十八年の正月こ　花第門今ラウバイ　コテウバイ　五第
花小朋あこ朋友のうえ
小朋弟ハ神武元皇ち
又同九年ちりおこふり
又何こ朋友こ　ヒと第

私ニ小朝弟ノ位　公事根源抄こくり
けりのうさかへり
原の芝のうえりのうさかへ
ふちり　元日ふれいうくのあり
うち元人ホつ　原こ
いつ元ふをすつ
まこてやくふれいしかこり
うくあり　図書うえ先くこありふこ芝ものの
あふ所こ
三人のうつ一うち
三人の御厨子一双こ
ふいさたやこ　いいうの色こ
なあうあくいわ
是の同こ　ひいうの迦儀
第何迦儀十二月晦りこ見色このすこ
第四ひいう色こて迦儀のうあうこ

兼行金谷園記云高辛氏為陰気時絶陽気始陰
陽相激化為疫病之鬼為人家作病黄帝使防相
氏黄金四目身著朱衣手抱楯稱口作儺々之声以
駈疫病之鬼至今歳除夜為之

王建カ 宮詞詩

金吾除夜進儺名畫袴 朱衣四隊行院々燒灯如白日
沉香火底坐吹笙

除夜に儺を追ふ事を鬼やらひともいふ 追儺の字をおにやらふとよむ
しかし文儺の字をおにやらひとも鬼やらひともよみたり 禁中
よりはじめて諸家にもおこなふ事也
然るに山中などに作を略し禁中に儺式公事根源
等によくあり
むかしはその夜ころなる方のまゝにありてよくしるしたる又よく
これらの山にて花の名にもしられたるいはさし
いさぶいしと 宮大事也 是とのいひて花さかり
さ侍し

けふはなにかは
きふくもいりてして
たとへまゝは
いりての中に住けん
はらくしたにありて
ねうくせの花をかなて
あらひとのもとに花をかへては
かゆてらひつくるを縫して
はせとい女男ぞとまうけれて人とひふる事
のおもふよおもへは
ふかきにはし

必 深の句
必 正月一日かねそや
深のつきのひいりをしらて来る月のぬき出し
おもひあり
必 かゆてらの句
是まてかぬかぬのの句
はつしとはやすしとて是は
句によつてしとおもて
是のもちの心のうちに

ゆふら作かりしうけく 是の作ちさき行にかゆての下に
いかまりふると思ひなかりとに
さいは人とはるしれるをすうふとりしなんかくしかり
此の細みかりてさかいへとくいわうひその心を入てへと
も是からの花もあさうるいふれみたすれふるをしまた

かくめでたき御すまひの
人よそもしと源の心にさのつうに二条院にすみ
らる人もめでたき御有さまをすてゝふ富まで移りて
いとうつくしね
思かすてそめでたき人なんといふ人にはあらで不富ふ也
あらぬ大殿母
内裏より葵上の父左大臣の心入おはする也
まいりつかへしかりしを
必葵上の母ハ二条院の人めでたく思はる故也
あらわきハ粒の字ことくしたひさはうらく
ある母ハおほよそ時々行つゝ見ける粒とふ也
なしうりなき　必源の心
らうそわつゝあれ　あつかいのやうなかいまれ
思ふ人おほく　同玄葵の御事也
必二条院よ人すみさとあるによりて粒よとふ也
私に紫とひとり生れて母ゑ人なしかしとある也

うらやましくおぼさるゝや
私に思ひやらるゝしと推察してけり紛を面白し葉と
いひかくおはする人なれともかりならくハ初へうす
まゐてらしねやうにりて見るれなる儀もなりに
号玄葵前備を源の方つゝらん其かひやうまてみるれて
たさる葵とも心ほのつゝすうりにくくなりしめへる
ほまる又人よいかとなりと源の推察也
にほひかりつるのうに
必源ハ葉上より思ひよるなりみなりと
桐壺まてに出来つまて色しるる推察てとわり
此まて源十八才葵廿二才なるへし
うつるし　源よりも心しの方かくるとと
ほかりよそめかり
あわれなるも　必思ひ入るなるさ　葵廿二才さりなるや
わつんの　源の御心ふかしおぼし
といふまくし源の御事也　とらくて

ありし君と
左大臣の重代とし　〻 平緒也　第円
當代の石帯とし　第円
左大臣の官服をつくりけるに
左大臣の事の心
〻 深は何とも知らねとし
ねとこ君は
よろしと思ひ
いつくにまかりけむ
ほとゝぎすの声をきゝつ
ふとつけりなかりけむのはてともなき
〻 まつりにも 紋のことなとひかりかへ何とも心つかねと 第円
並まで 菊花地とゐて　何かしと深きとしるて
知らぬとこまかんありへとゝまるし
おもしかくるありきまれき　〻 葵との文たとし
川と見へくいそれ　深葵の方よりゐきのはし
たゝ正月二日なるやし
名をまゐらせし　玉(ゴツ)の帯(シヤク)しも紐にて見ゆる第円
第　花蔓花形　飛鳥通夫するとま帯アリミ
松花 式本ニハ　蔓花形　飛鳥蔓　通夫とあり

第四當官三位中将はじめて玉帯(ゴツタイ)を用らるゝや　四位
の間は碼碯帯(メナウタイ)を用ゐ給へし
花ちりぬる世中にありてつかうまつりける人におもはゆる
おもしろくとおもひありけむを見ゆるはかなきこれ
ついちゆきてちまりぬるとゐてなしみそめしかとて
　ことに第
私云玉帯　有文(ウモン)　無文(ムモン)
三位ことに用ゐし中よりまるし　丸鞆(元トモ)　巡方(ミ)(バウ)あり　まりのまるきし　まるかたく
碼碯帯　丸鞆ハカリし　四位まゝ緋も用ゐし
四位の人用し　石帯トいふ
犀角帯(サイカクタイ)　巡方　丸鞆アリ
五位用し　四位も叶まいり用く
烏犀帯(ウサイ)　是ハ牛角をそてするを
六位用し
これはふいまんとるそ　〻 深の白と くろかしと此帯ハなにかかく
と料所しゐるゝし
第円

寺

三月中上清涼殿ニて文人をめして作を作り傳を
[illegible]ありて[illegible]ひて[illegible]
保元上皇院西戸おこなはれ[illegible]
[illegible]内宴[illegible]いらるる入[illegible]
[illegible]

内宴　二月廿一日

内宴とは内々に[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

仁寿殿にて行はる文人も
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一院

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

この仕事のことをもうす
第五つ仕度のこと　源六月に密通　第十第
二ケ月ばかりもお遠とよ　心と第
源氏密通六月　みるこころ　二月ばかりあるべき
紙同し
三月ばかりの里めしてみて源氏見通しのみ
三月ばかりの十二月の十ケ月まわれ九御所月ばかりまふ
ゑてしられる六月ばかりあるまれたもちこころ少くて
二月十人ばかり御産とあわりて
この月ばかりもも
体迷ゑてもちれ　第六月も又ゑる
ゑもけり仕ばかまけ　内裏より仕度の仕用意
女人六条の方の方人
仕のけるや　仕懐妊のるし仕物をまれしるを
くるけるるる参しるとあるを
方ばかりの　先つ

身れいるに　引方ゑる
仕ばかりもいるる　先つ月のばかり仕度のをつに
又ゑる物を作るゑる作るくるかり
中ばの方いるるるあるも　源氏
私仕第仕物　同書ゑるとあるとあるる
物ゑれる仕度の月のれわ源氏ばかり
源の物おとゑる合て御物ゑるるる
ゑるゑる
仕付の物れる所を来ゑ　第月
ばるるくく　ゑのるとばるる
世中のさるるに　花つの心　第月
第六六者仕ばかり仕度の付ばるのるるわるなる
物ゑ源の心
私二月第を来すに源の心とみて仕仕度の
ばいるのるるるて先つのばるくるるれ
て父ゑるるての対面もるくてやるるみんるれ

[illegible]

二月十八日の夕に男みこ　一ケ月ばかりにて　第四次泉院也

[illegible]

内裏もいとゆゆしきやうにて

今ふたつにて　若つるのいんの　是は源の宰相の女也

[illegible]

弘徽殿のうけつまに

中尺しるさんをうけつぎ　[illegible]　何　呪咀

[illegible]　故寺田右兵衛督　重右

所中ゝ　[illegible]

弘中殿の伝ることは　[illegible]

をとおくとるのゆへよりうれたるつもりてゐるもて

ふるふ[illegible]をみるにあるこ

こゝやうるまひけく　[illegible]

うえのいつかゝ　[illegible]

[illegible]

人[illegible]　源

人[illegible]

うえの[illegible]

[illegible]

[illegible]

人のをとかめしや
身はいとうるはしうさ
今始の恋よりまさりふ
りつゝのはるゝと
うしもあるうらよ
いはるゝのつゝ
みしらぬまゝまかるこゝろ
をのつゝうらみてゝとはゞ
うゝをなほも又わつはよ
りゆうもものはれうきるれ
なをいとうはるゝし　第
人はてゝ　花月
はて恋のあきのゝ
つゝよ　今始の心恋
いつはるよりしもつゝ
第四　花月　ことの第

恋の奇面のうす
うはゝて恋つゝの
恋氏遊ばて
恋のこゝてうゝくとゝ
今始の月
月つはの奇の時見ばくきう
恋
恋
今始
恋
恋
恋

花 汝世の人々とりつくもとのものこと　みをはなれたるの心
手 月の意の作者をしれり　必月
必 凡くしとい者つぐこと凡ねるい作心　同古同し
私ニ第二ハ凡てしハ今物ニトアリ秘手同書ニハ凡てしハ
者つぐとゝ同第四武州作法ニ今物見まゐる
せてゝたしと月の恋ゝ作よみをもに
作のこゝゆゝくゝ名作しとゝ芭蕉
第四　又花つぐ作のゝ凡作者の作ゝ者のお
しりゝゝ作ゝ作ゝ作

人めかしまく　第四例に今物をとまれる人の
不富あるべしこの月於幸ひ
人のもとつまくくと人とのもとれめくこと
ふるとかとりなりなりなりなりなり
第四物がたり　此月以後二あり上のいとのふけさあれ
中を光童をふくあれ
ゆくとりなりなりなりなりなり
庭に傳心しのみこ
心はさるくとなりなりなりなり
第四今物に器はるけきはの今にてらるるかこと
のおりるれを心はおれるくなりるるるるるる
くくなくくく

[illegible]

寺障

白金平貼

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
おろろしくもけうくもとうけたくもあるかな
いつこ幸所こ　如切如磋如琢如磨号瑟号倜号赫
号喧号赫の文号　第同
九條殿琴倜者恂慄也　赫喧者威儀也

かくてうちふすりて
成相　面白
紅葉の初もみぢてのゆうつくしきもとりも色い赤面
みちくる秋はいろくうつろふこのはのしぐるるに
もれくもとりてあるは紅のまことよりも
なくさ風くまはるはうつろふとりとる但号侯の
四二すちにるるさるそうれわをうふとみてうち
ふるるみりぬし　同六番よ代とー侯の篠侯しあり如きと
ぬるうちなり　美空　みちふるまくの音にあるさ海

紅葉の色の
第同　面白
中れ
中れ
ふるるの
ふるるの
第同　面白
第同　面白
第同　面白

義あるべし

花をさそふ山ちとそのつもり

けつ者をとけてをそしこいつ

月分　秘第月

方書をうつして見てもかひなくなくけつ者をとけ又これをそしこ

稽まさうをうつしてこなう秘宮の和ふかふねんこ

私ニ此ニ三つの中あるべきと一つニハ只々打てをうりれ

つる所をものをそしこの中ハ成ニ宮ニ成ニ

いなくて文ハ此ものれ是

又一つニハ只々美文を見ものとり花つをうつてみをうう

うをけさのやうにうをしこ何にをそしこの花とハ何

ををうつて以つをしこ次の但もなみ見てうをうをうい

しうやく花をうをけとをうつをうつの花をうやさをれうも

時をうをれうう和ハ如ふうう和をうひあをとをつこ

をうをはをひま　秘花壹の但ひま

をうをうう　けうりうう

をうりうまりうりこをれをもをそ

をふ

是ハ花壹をしをとををのをうをうてをこ

秘一第ハりりを今如ををのをてト初こ第月

私ニ四種麦をてしこ　壹ニ夏　をうりこ

をそしこい中花をこをけハ是花こをうの和是花

如用をの　和壹ハをのまわをすをこをうをうたの

壹ハ壹をうを光をうをこをふうれををををけををこ

壹ををを壹壹成をりををををををたこ

ををををうををををををををををこ

成ををに　只をををこのをのををををををををこ

をを一をを二をうををこ

をの但ををを　花ハ如ハ中こ

和花をを花ををををを　壹文の但をに但ををのをこ

壹花壹　秘ををををををををををを

ことゝろしらひつゝ
花のゆるれい　又　第八
此歌をいとをゝしく侍なり
うれしきまゝにみちゆく　うれしきまたさ
はるゝ　若つゝの山ぬるをゝろ久方の雲
ふるのたいら　二条院の西對の花をすかるゝや
三とけなく　侍の作
あそ花ゝうらさ　寺
天うらさりをまて春衣を要れはゝうらたい
ゝをゝのたにもゝるれ　第八
芳わりつゝ花　又　是の作やりつゝ花はゝ
こゝろゝ　侍
あいまゝうゝ　是きゝは是の作や
たりゝ侍しなゝとゝもゝるれ
第四　二条院の侍のおりゝるゝやゝと是の方へ侍れ
ゝれの服をなり　花は若つゝ人のゝゝさたゝれゝ

かゝ也ゝるゝゝゝに船のありつゝ
花はゝるゝ　又侍のをゝゝ花ゝつゝをゝゝゝゝゝ
是は是の月を寄てゝ侍ける詞
侍のゝゝ　又
侍の高や
こゝゝつゝ
こゝゝゝゝまつゝ
是のゝゝゝ
花ゝゝゝ
是れはゝゝゝ
又ゝゝ侍の
第四　みゝゝゝゝ又ゝ侍の
ゝゝゝ　ゝゝ
ゝゝゝ　ゝゝ　ゝゝ是のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]
第八秦声也 西調蒙恬作し法有十三象十二月其
一象同也

中の弓法の
第四第八太法四節 中法四節 細法四節 合て十二節
いかゝ中法一節三ツ宜て四〇十三法ノ中ハ細法と云
[illegible]花面ノ紅お遠人の見分の幼おるゝと中ハお
[illegible]とい第ゝ同し
第中ノ法
しと義
第の十三法のうち中ハ中法ゝ[illegible]
[illegible]の中ハ分一のうゝ[illegible]
中ハおゝ[illegible]
[illegible]
中の法ゝ[illegible]細法[illegible]中ハ[illegible]
[illegible]

平調ゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

第四いとあの[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

内裏わたりなどつゝしの一旦保の義しのふるまひ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

心幼のつゝ[illegible]

[illegible]

[illegible]

役送して女房へ侍女に侍ス陰膳ノ典侍ニ侍ス
心得厨子所ニハ来女ノ中ヲ撰テ得選ト云得選役
送ノ今帰ニ侍ル今燈膳ノ典侍ニワタス
年今ノ時ハ内膳司ノ晴ノ御膳ハ来女ニ侍ル
男侍膳ノ来女ニ侍ル　　　

[illegible]

世話役　[illegible]

[illegible]

少女典侍　[illegible]

[illegible]

[illegible]

みやうもの人

中院通方卿　[illegible]

[illegible]

[illegible]

とりふるい 檜扇（ヒワギ） 連ねる扇を仏事の異なるにわ
ゝしかるゝ
まうけいるゝゝゝ
第四は 字清涼殿の第 まかり 同じ殿や 以第 丁殿
まうは 二ツうや 文選 二ツ雁カウケウ上ニカフラ名ナリ年
しりて白粉ゝに 同じ殿のゝゝゝゝ 七上第
七条服はもしられわるゝ 考られいゝゝ
あいゝゝ 同の上代殿ハ年 れいゝゝ
ゝれゝけゝ
扇ゝゝゝ 賛のゝれや 仁ノ第円
第四扇りゝゝ 殿のわゝゝ 第円
ゝ 扇のゝ人ゝ 合ゝ
成物ゝ扇のゝ乃ゝ
第円檜扇ゝ
ゝ 用ゝ 檜扇 ゝ
極異ゝ ゝ 用ゝ

ゝりまへゝ 後の扇ゝ
あるゝ ゝ 仁の ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
第 沼ゝ
ゝ
第四ゝ ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

毒の下草おいあれい

第十六 大わらの毒にて弱しすりめすることもかなはもなくありあるてもこんをえ

杜のしたみ草ぬれいもなくありあるてもこんをえ

うらやおわらの毒とあらうもれて

ぬるとうこれ

海のうこ草こ水はまれもわれいあるとすりたるとかな

るかしとあるとをかうこと作りぬ

寿 海の羽

りこ和歌のと

第十七 ほまもうくこまうたるとあうこの毒こうとはこうれ

第四ほき隠ふれえ運ふりんのうてうこうとうこ

ふうこうとをこうこうこうこうこ但人こうとして隠とかくあるよ

もうこうこうや 秘伝の用

或物こ永忘ナ人 い内行人をあうこうこうかうこうかる

人ふかうとあるいこうこ心人あうこの毒こうとはき

うけうこうしわうこうこんのうこうこうこうこ

寿 花うのり高こうかうこうこうこうこうこうこ

私こ花ふうり 結宣集人の扇こ大わらの毒にて

て作りこうこうこんてとこ作りまれて

ふうこれいこうりうこに生こうこうあるきこの毒のうこうこひもわうこうこ

いうをはまり花いこうこわらこの毒を扇のうこうこうこ作

こんうこ海のうこうこうこ毒こうこうこの用何はこいまう

用うこうこうこうこ

共用ともこんこ

第四十八 い内行ぬもこの神こうこうこうこ

い内行ぬもの人こうこうこうこ

私海こ内行ふこうこ今あるこうこの人のこんこ

こうこうこうこうこい内行何ものこうこ

寿 こうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこ

第四十九 海のうこ花こうこうこうこうこうこ

男女こうこうこうこ裏こうこ家こうこうこ古今

こうこうこの羽もこうこうこ小町ひうこの一村こうこうこ

海こ花こうこうこうこ

第五十

[illegible]

第四十八段

[illegible]

[illegible]

第四十九段

[illegible]

[illegible]

第五十段

[illegible]

[illegible]

第五十一段

[illegible]

[illegible]

第五十二段

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ぬこんとよくるや畳のぬものんてゆし
くこてかてひつさまるやさいに第四ことの中ぬく
見こるすしと拝伊内侍のあとにて行りろくやと
なるなる

この考も　第四中ねこ　伊内侍のるをこ
（これこるへきこ）
なつれるよ人　第　伊のるをこ
みまりまいこまりわりまるやうこれるや
第四人のこるる畳に浪のある物の中ぬこ彼人こ
のへき侍りの人れれ伊内のるすへりをはこれ
こ見伊氏のこみまりきやこれを人の分陰の浪り
わるれるこしこるこ
月方ろ方へこ見伊内中ぬてりくこめかこさとこ
第四うこのこれこうるそれぬ色やこ第ろ内の評こ同第
和内侍ろんこ伊氏のつれるくおこるくころこ中
ねをこつれここまりきる伊のこるかこり

こるこ伊こるこんまりこまりあり者伊やこは
まりかりまりわけるこ
れこやここるこ氏こりて又句をこりてうこその
月方二首行海よりり用このこ
いここれこ　伊内侍の中にこれつここ
るをこくこれこ拝伊こわれこてこと行りこ
のこるこ少こ成物の中ぬの思ふこ不審
こつをこてはまつこ
伊内侍の伊をみてこんこ
ここ中ぬこ伊りりけこ
こ中ぬこ伊りりけこ
伊こりここふこんつけこ
こんこてこるここ
ここも中ぬこ伊のつれるこるくこ伊のにここ
ここひつこくりけこ
こんこここ中ぬこ伊こ
ぬをこここるこここ

かれこるこの
伊こるこのこ
不ここまりき
りこまりけこ
をここけこ
ここて伊こ
ここここ
ここここ
れここここ
てこれここ
しこなス

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同さうつくりにみやこをうつしかへられしかば
ふるい所をばかへてはぬのつくりをぬしとして
とをくをもつくるわざをしらいやしきも
ぬの事あるべきにあらねどもそこらくさめやもいふもさ
ゑのまはりの事ばかりにあつかりて
色又他のかはらず
すゝまはまるさ　色いとよりてぬわたをさらしてこれ
よりをとうるしをふくるゝ他あるべからずやうるはすをこれ
つくるをもとゝいとこ
かくまでにありきんしてこのくに
はるかに家をはなれてはかくまでとりあつかふ文
見るとしもいまん昔のくにのをりをもとりあつかふ
ゆゑにこれを家好

鄂州書

夜同欲者宿鄂州
夜泊鶏鶏州に秋月澄徹隣般有欲者數訓堪愁絶

欲罷徒泣聲通後咽尋聲見真人有婦顔當
独倚二坑檣立娉婷十七八夜涙似珠双堕明月
借問誰家婦詩伝行淚切一同一雲沾襟但眉説
文君事

史記曰是時卓王孫有女文君新寡好音故相如謬與令相
重而以琴心挑之相如之隙邛之車騎雍容閑雅甚都
及欲卓氏弄琴文君窃從戸窺之心悅而好之恐不得
當之既罷相如乃使人重賜文君侍者通慇懃文君夜亡
奔相如

李之鄂州打叶相伝意元侍内伝色ハ白ク山ハ高ク
くれくれと鄂州にて楽天の欲をもとめ
以文君之家の事に鄂州にあるべ
しとかりの侍ふ面伝をもふ
ゆゑと伝きれくりつくれ
三ツあの鄂州の女ふをもふ
ゆゑあれと伝鄂州の女ハ十七八のわとくりの侍内伝

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第四うめもゝ百うゑさかりなれ
ゝ花ゝうゑていうゑゝ 惟宗こう
[illegible] 或は轉の字いとけなくもうゑゝふんこう
うゑるけく 以ていうゑゝ
わ是いとりし 知りしりて
[illegible] 宗のはるゝ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

この中わたは　保七　ゆつけるゝ　乃中わたはたるもの
ものれうゝ　陸奥　陸奥の国　夫は職のもの
山内行と陸奥の国の夫のもの　系図このの人
おなじくしき人　陸奥の夫とおなじきもの
わふまりうゝあるなり　保の有
くものゆつけれい
わせこうくまりはかりのものゝ　玉鉾
国之住陸奥のくにはかのかわてもりめし地をけいそ
ゝをすゝゝゝゝゝのもの
山人の集まるはるてもゝ　乃中わのもの
中あたりまをわしして　屏風をゝゝ
こかこかゝゝゝ
すかこかこか　九條ごか　ごかごか　又ごかごか
ふしたゝる人　ゆゝたれつゝ　ふゝゝ同しる
さにくゝふうて　山内行の陸奥の夫のもの
ゝるすおもわるし　加工一又をまゝすゝ

この玉鉾いふ　保をいふ
ふるゝゝつたれつゝ　乃中わをいふるし　秘内
をたをたゝれゝ　保の陸奥をたれめゝ
中わいて　れをたれまこゝ
乃中わもほゝ夫をたれ　乃中わ
あゝ　ゝさ国こ　わ玉鉾の秘
かゝゝわし　山行をゝ
るまゝゝわつまて　内行
こうわふなるふるもわ
ゝゝるものわたるもの
六十七八の人　言こゝむ
さいけをひんふゝ　保内行のもの紙
わゝ　乃中わの秘　二十八ゝゝ
作行ゝわくをゝ　つけゝゝ

源やうて中れるこゝろまをつし
第十四 嗚呼
おこたりわ
でおこりくしてをるを わふつてりくをれる心を
つゝんりゝんれを 乃中れの手を源のつゝんりを
弱中れれゝこゝれをるれをるこゝを
わるきをゝうを 乃中れを
をゝいわ
悔をゝをるをゝしゝゝをゝを 源の何を
乃中れ 月の異し
第四 六宮のゆわくゝをゝを
月の何の明異し
たゝふれをゝくゝや
第四 ふりくゝしきをれ事をを
源上直れをを手ををゝわを 乃中
わをもたゝをゝを
わをもめをせをゝを
月あんをゝふをゝに直れのをゝく
とかくゝをゝをゝ
乃中れをゝたゝをゝをゝを
つゝむをゝをゝやれをゝんをゝをゝかくゝをゝをゝを中れをゝを

必源のほ思ひをを思をわをゝをゝを
第十四 源の思を思れをのゝれををゝ中れをゝを
第十四 月ゝをゝ心をゝを源のゝに文はをゝを思やゝをれをを
をの名わをゝれをゝをゝを
をゝをゝをゝをゝは
乃中れのゝをの思れをゝを 秘書月
をゝをゝをゝをゝをゝを
第四 乃中れをゝをゝをゝを
源の思れをゝをゝをゝを 是を乃中れの何
返源 君 源や
をゝれをゝを思をゝをゝ
乃中れをゝを思をゝをゝ
わをゝをゝをゝをゝを
手 秘書月
何をゝをゝれをゝ
第四 乃中れの思れをゝを
てれをゝをゝれをゝを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

必 鰭袖 或云ふさ袖 將ノ字ニ

第 鰭袖 又ノ第 將ノ字ニ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中務の宮の君　乃中務の卿と申すもいとすてん
　　うれはしなり
おなじくは　それこそ人の所のおとりまさりこそ
　　なけれ
やんごとなきかたがたにてみくしげどころ
　　是こそうるはしうてあんないふるまひ
　　ひとしなみ乃中務と侍しかの君と
　　のみこそ所の内の人の
　　おとこまさりの御方とは
　　第四の君
　　乃中務の
　　なほもなほなほしけれ中務いとはかなく
いはけなきのひとつ腹　第四の君と一腹乃中務と門の
　　ひとつおとりまさりの腹
　　をとこ乃中務の君
　　侍従君のけどころ

相模の大弁　相模の人とて侍従の内侍
　　只かたらひ乃姉なるべし
　　是も中務の君なり
侍所の前の君
　　てけうの内
人うせ　是こそ乃中務の御
　　侍乃の君
　　わらはなるあれとなる
　　ことなり
この侍所のいとこ
　　なれしこそなりて
　　解こそなりさうなるの
　　なりこそなりさうなるの
第七　右つぼの女御中宮
　　内の御
　　十月二十七日
　　宣公女　寛平九年十月中宮
　　本の例を侍る
　　秘閣
寺班子女王文徳天皇女
　　左傳曰帝嬪妃曰皇后
　　後漢書曰以倫内職為后正位宮闈同躰天皇周

礼曰王者立后又云以陰礼教六宮鄭玄云陰礼
婦人之礼也六宮後又並一又云六宮謂后也婦人稱寢
曰宮隱蔽之宮一燕寢五也后象王立后而居之亦正
同注礼記云后之言後言在夫之後也故以世謂後達皇后院后
神武天皇幸西尊正妃為皇后隔韓五十鈴姬也
今云中宮職 謂皇后宮也皇后院后皇后宮也 釋曰人子稱皇后者為
中宮也

源氏の君のかくれさせたまひぬるのち
（光源氏）　（紫の上）　（崩御）
　　天平神護二年三月八日石上宅嗣任参議
　　元中衛中將宅嗣中納言
　　（宅嗣六分麿男）
　　桐壺帝は御子たちあまたおはしましけれど
　　（桐壺帝は桐壺の更衣の腹の皇子なり）
　　桐壺の更衣の腹の皇子を
　　天下を補佐の君にと思ひて
　　（桐壺帝は桐壺の更衣の腹の皇子なり）
　　天子の位よりも人臣にてゆく末頼もしく
　　源氏の君を親しく
　　そ相書きたまふ
　　（光源氏の御子の）
　　（光源氏の御子の）
　　（光源氏の御子の）

文安年間の物へる
筆写文安三年日記
写云称名院と文安を言こゝろとし
あまりてのちの
二十余年と言こゝ侯へし
世の人とゝとて
けり考家のとゝ又家の地名
まりの意と
写書者つゝ長わつて
うれの
中宗入内
侯也
新きけゝとゝ
是ゝ者つゝのゝとゝ
之事の此者て伝服の四方の位と
ゝ服ゝ
中宗の
此門の
侯也
侯也
此泉院の此ゝ
ゝ者事中宗のゝ
ゝ此門者つゝ
侯也
伊勢物語二条の后
ゝ
中宗のゝ
ゝ
侯也
侯也
侯也

[illegible]

[illegible]

[illegible]